

別紙 1 用語の定義

(第 1 条関係)

- 1 「維持管理・運営企業」とは、事業者から直接、建設期間中維持管理・運営業務及び維持管理・運営業務を直接受託・請負する者である_____をいう。
- 2 「維持管理・運営開始日」とは、別紙 2 (事業日程) 所定の維持管理・運営開始日をいう。
- 3 「維持管理・運営期間」とは、維持管理・運営業務が行われる期間をいう。
- 4 「維持管理・運営業務」とは、要求水準書によって定められた以下の本施設の全部又は一部の性能、効用等の現状を維持し、その機能が十分発揮されるようにするための関連業務をいい、要求水準書において維持管理・運営業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「維持管理・運営」とは、当該業務を行うことをいう。
 - (1) 運営業務
 - (2) 電気設備保安全管理
 - (3) 市及び包括業務委託受託者との連携
 - (4) 自主環境影響評価の事後調査
 - (5) 維持管理業務 (点検・保守業務)
 - (6) 修繕業務
 - (7) 試験業務
 - (8) 維持管理・運営業務計画の策定
 - (9) 最終生成物の有効利用業務
 - (10) 清掃業務
 - (11) 外構維持管理業務
 - (12) 見学者対応業務
 - (13) 地域住民対応業務
 - (14) 運営協議会の開催
 - (15) 業務実施報告書の作成業務
 - (16) 市職員による検査対応
 - (17) 事業終了時対応業務
- 5 「完成図書」とは、第 39 条第 4 項の定めるところに従って甲に提出された書類及び図面等 (その後の変更を含む。) をいう。
- 6 「既存施設」とは、舞洲スラッジセンター、平野下水処理場及び此花下水処理場内において本契約締結時に整備済みの各施設及びその附帯設備をいう。
- 7 「建設業務」とは、要求水準書によって定められた以下の本件工事及びその関連業務をいい、要求水準書において建設業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「建設」とは、当該業務を行うことをいう。
 - (1) 全般業務
 - (2) 建設に伴う各種変更申請、届出等の業務

- (3) 市が実施する届出の支援
 - (4) 施工管理（施工監理含む）
 - (5) 環境モニタリング
 - (6) 近隣調整及び準備調査業務
 - (7) 完成図書、各種申請図書の提出
 - (8) 総合試運転業務
 - (9) 完成検査、施設引渡し
- 8 「個別業務」とは、設計及び建設業務、建設期間中維持管理・運営業務及び維持管理・運営業務をいう。
- 9 「事業者提案」とは、提案書類に記載された、本事業にかかる落札者の提案をいう。
- 10 「事業スケジュール」とは、第3条の定めるところに従い、別紙2（事業日程）記載の日程に従って行われるべき本事業の業務遂行スケジュールをいう。
- 11 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。ただし、初年度は本契約の締結日から最初に到来する3月31日までの期間をいう。
- 12 「生活環境影響」とは、騒音、振動、光害、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染（粉塵発生を含む。）、水質汚染、悪臭、電波障害（地上波デジタル放送電波を含む。）、交通渋滞等その他の本事業が近隣住民の生活環境に与える影響をいう。
- 13 「建設期間中維持管理・運営開始日」とは、別紙2（事業日程）所定の建設期間中維持管理・運営開始日をいう。
- 14 「建設期間中維持管理・運営期間」とは、建設期間中維持管理・運営業務が行われる期間をいう。
- 15 「建設期間中維持管理・運営業務」とは、要求水準書によって定められた以下の本施設の建設期間中維持管理・運営業務を行うこと及びその関連業務をいい、要求水準書において建設期間中維持管理・運営業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「建設期間中維持管理・運営」とは、当該業務を行うことをいう。
- (1) 運営業務
 - (2) 電気設備保全管理
 - (3) 市及び包括業務委託受託者との連携
 - (4) 自主環境影響評価の事後調査
 - (5) 維持管理業務（点検・保守業務）
 - (6) 修繕業務
 - (7) 試験業務
 - (8) 建設期間中維持管理・運営業務計画の策定
 - (9) 最終生成物の有効利用業務
 - (10) 清掃業務
 - (11) 外構維持管理業務
 - (12) 見学者対応業務※対応は市が主体となり、事業者は市に協力する。
 - (13) 地域住民対応業務
 - (14) 運営協議会の開催

- (15) 業務実施報告書の作成業務
- (16) 市職員による検査対応
- 16 「設計・建設期間」とは、本契約成立日から本施設の引渡日までをいう。
- 17 「設計・建設業務」とは、設計業務及び建設業務の総称をいう。
- 18 「設計・建設企業」とは、事業者から直接、設計業務及び建設業務を受託・請負する者である_____をいう。
- 19 「設計業務」とは、要求水準書によって定められた以下の本件工事に係る設計を行うこと及びその関連業務をいい、要求水準書において設計業務の内容として要求された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。なお、「設計」とは、当該業務を行うことをいう。
 - (1) 事前調査業務
 - (2) 基本設計業務・詳細設計業務
 - (3) 設計に伴う各種申請、届出等の業務
 - (4) 国庫補助金交付申請等の支援業務
 - (5) 設計図書の作成
 - (6) 完成検査
- 20 「設計図書」とは、第 20 条及び第 21 条の定めるところに従って甲の確認が得られた書類並びに図面その他の設計に関する図書（第 22 条又は第 23 条の定めるところに従って変更された場合には、当該変更された設計図書）をいう。
- 21 「提案書類」とは、落札者が入札手続において甲に提出した提案書、甲からの質問に対する回答書その他落札者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- 22 「統括管理業務」とは、要求水準書において統括管理業務の内容として要求された個別業務の効果的な管理のための業務及びその関連業務をいい、要求水準書において統括管理業務の内容として提案された業務又はこれらを上回るサービスとして事業者提案によって落札者から提案された業務並びにこれらの付随関連業務を含むものとする。
- 23 「引渡日」とは、第 46 条の定めるところに従って本施設が甲に引き渡され所有権が甲に移転された日（令和 10 年 9 月 30 日を予定）をいう。【注：工期短縮の事業者提案があった場合はそれに基づき修正する。】
- 24 「不可抗力事由」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち通常の見込み可能な範囲外のもの（本契約で水準が定められている場合、又は入札説明書等で水準が示されている場合には、その水準を超えるものに限る。）や、通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ない疫病や感染症等であって、甲又は乙のいずれの責にも帰さないものをいう。ただし、法令の変更は「不可抗力」に含まれない。なお、「通常必要と認められる注意や予防方法を尽くしてもなお防止し得ない」の判断は、国等が示す指針等の内容を考慮し、乙と協議の上、甲が個別に判断する。
- 25 「法令」とは、本事業又は乙に適用がある法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置等をいう。
- 26 「法令改正等」とは、本事業に直接関係する法令の制定又は改正をいう。

- 27 「本件工事」とは、設計図書に従った本施設の建設、外構等の整備、機器・器具及び什器備品の設置その他の建設業務に係る工事をいう。
- 28 「本件工事期間」とは、本件工事の着工日から引渡日までをいう。
- 29 「本事業期間」とは、本契約成立日から本契約の終了する日までをいう。
- 30 「本事業用地」とは、本事業が実施される用地をいい、具体的には、入札説明書等において本施設の立地条件として示される要件により特定された土地をいう。
- 31 「本施設」とは、入札説明書等において整備対象とされた舞洲スラッジセンター及び平野下水処理場【並びに此花下水処理場】の施設及び設備をいう。
- 32 「入札説明書等」とは、令和3年12月13日付大阪市汚泥処理施設整備運営事業実施方針及びその添付資料、令和4年4月●日付大阪市汚泥処理施設整備運営事業入札説明書及びその添付資料、要求水準書及びその別紙、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）並びにその他入札公告時に示した資料（その後入札までに公表されたそれらの修正を含む。）をいう。
- 33 「本契約」とは、本事業に係る事業契約書及び事業契約約款に基づく契約をいう。
- 34 「要求水準書」とは、入札説明書の附属資料の一部であり、本事業の業務範囲の実施について、甲が乙に要求する業務水準を示す図書をいう。
- 35 「引継対象業務に係る業務報告書」とは、甲が、乙から引継ぎを受けた引継対象業務の実施結果を記録する業務報告書をいい、運転管理マニュアル及び保守点検マニュアルの重要な点を網羅する、運転管理、日常点検及び突発的な故障への対応等が記載されたものでなければならない。その様式については甲と乙で協議のうえ定めるものとする。

別紙 2 事業日程

(第 3 条、第 16 条第 2 項、第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 22 条第 1 項
及び第 2 項、第 46 章第 1 項、第 48 条第 1 項及び第 2 項、第 81 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5
項関係)

1	基本設計図書の提出期限	令和●年●月●日
2	詳細設計図書の提出期限	令和●年●月●日
3	本件工事着工日	令和●年●月●日
4	建設期間中維持管理・運営開始日	令和●年●月●日
5	全施設引渡日	令和●年●月●日
6	維持管理・運営開始日	令和●年●月●日
7	本事業期間終了日	令和●年●月●日

【注：工期変更の提案により設計業務及び建設業務の期間が短縮された場合は、それに伴い建設期間中維持管理・運営期間及び維持管理・運営期間の始期及び終期、本事業期間終了日を変更する。】

以上

別紙3 サービス対価

(第74条第1項及び第2項、第87条第1項第(1)号ないし第(3)号、第88条第4項第(1)号ないし第(3)号関係)

第1章 サービス対価

1 サービス対価の構成

サービス対価は、汚泥処理施設設計・建設業務等に係る費用（以下「施設建設費」という。）、建設期間における維持管理・運營業務の実施に係る費用（以下「建設期間維持管理運営費」という。）及び汚泥処理施設の維持管理・運營業務の実施に係る費用（以下「維持管理運営費」という。）から構成される。各費用の概要は、次の(1)から(4)までのとおりとする。

(1) 施設建設費（サービス対価 A）

施設建設費は、事業契約の締結日から汚泥処理施設の所有権の移転日までに事業者が設計・建設業務等の実施に要する費用とする

ア 設計建設費(サービス対価 A-1)

設計建設費は、汚泥資源化施設及び脱水機・脱水分分離液処理施設の調査設計・建設に係る費用とする。

イ 解体撤去費(サービス対価 A-2)

解体撤去費は、汚泥処理施設改築整備に関わらず、不要となった既存施設の、施設建設期間中及び、全ての汚泥処理施設の所有権の移転後の3年以内までに行う、解体撤去に要する費用とする。

ウ 開業費(サービス対価 A-3)

開業費は、事業者のSPC開業に伴う諸費用及び施設建設期間中のSPC運営費（人件費、事務費等）を含む費用とする

(2) 建設期間中維持管理・運営費（サービス対価 B）

建設期間中維持管理運営費は、建設期間中に市へ汚泥処理施設の所有権を移転し、汚泥処理等を開始した時点から、全ての汚泥処理施設の所有権の移転日までに、事業者が所有権の移転を終えた汚泥処理施設の維持管理運營業務の実施のために要する費用とする。

ア 建設期間中固定費（サービス対価 B-1）

建設期間中固定費は、事業契約の締結日から全ての汚泥処理施設の所有権の移転日までに、事業者が汚泥処理量に係りなく、維持管理運營業務の実施のために要する費用（人件費、事務費等）とする。

イ 建設期間中変動費（サービス対価 B-2）

建設期間中変動費は全ての汚泥処理施設の所有権の移転日までに、汚泥処理量に応じて事業者が所有権を移転した汚泥処理施設で処理に要する変動的な費用とする。

(ア) 建設期間中変動費①(サービス対価 B-2-1)

建設期間中変動費①は、汚泥資源化施設の建設期間中維持管理運營業務に係る、消化汚泥固形物処理量に応じて要する電力、水道、工水、都市ガス、薬品等の費用とする。なお、消化汚泥固形物処理量は事業者が受入処理するすべての処理量の合計値とする。

(イ) 建設期間中変動費②(サービス対価 B-2-2)

建設期間中変動費②は、脱水機・脱水分分離液処理施設の建設期間中維持管理運營業務に係る、消化汚泥処理量に応じて要する電力、水道、工水、都市ガス、薬品等の費用とする。なお、消化汚泥処理量は事業者が受入処理するすべての処理量の合計値とする。

(ウ) 建設期間中変動費③(処理費 B-2-3)

建設期間中変動費③は、舞洲スラッジセンター及び平野下水処理場で発生する未処理脱水分離液を市で処理する費用であり、これについては、事業者が負担するものとする。

- ウ 建設期間中修繕費（サービス対価 B-3）
建設期間中修繕費は全ての汚泥処理施設の所有権の移転日までに、事業者が所有権を移転した汚泥処理施設に係る修繕に要する費用とする。
- エ 建設期間中有効利用費（サービス対価 B-4）
建設期間中有効利用費は全ての汚泥処理施設の所有権の移転日までに、事業者が所有権を移転した汚泥処理施設で生じる汚泥処理生成物の資源化利用業務に要する変動的な費用とする。
- [焼却灰資源化]
- (ア) 建設期間中有効利用費(サービス対価 B-4-1)
建設期間中有効利用費は、汚泥処理生成物の資源化利用業務に応じて要する変動的な費用とする。
- (イ) 建設期間中運搬費(サービス対価 B-4-2)
建設期間中運搬費は、汚泥処理生成物運搬業務に応じて要する変動的な費用とする。
- [固形燃料化]
- (ウ) 建設期間中買取価格(買取費 B-4-3)
建設期間中買取価格は、汚泥処理生成物を固形燃料等として事業者が市から買取る価格とする。
- (3) 維持管理運営費（サービス対価 C）
維持管理運営費は、全ての汚泥処理施設の所有権の移転日の翌日から事業期間の末日までの汚泥処理施設の維持管理運転業務の実施のために要する費用とする。
- ア 固定費（サービス対価 C-1）
固定費は、汚泥処理量に係りなく要する維持管理運営に係る固定的な費用で、人件費、保守点検費、外部委託（清掃、植栽管理等）、SPC 運営費、その他費用（見学対応、住民対応等）等の費用とする。
- イ 変動費（サービス対価 C-2）
変動費は、汚泥処理施設の汚泥処理量に応じて要する維持管理運営に係る変動的な費用とする。
- (ア) 変動費①(サービス対価 C-2-1)
変動費①は、汚泥資源化施設の維持管理運営業務に係る、消化汚泥固形物処理量に応じて要する電力、水道、工水、都市ガス、薬品等の費用とする。なお、消化汚泥固形物処理量は事業者が受入処理するすべての処理量の合計値とする。
- (イ) 変動費②(サービス対価 C-2-2)
変動費②は、脱水機・脱水水分離液処理施設の維持管理運営業務に係る、消化汚泥処理量に応じて要する電力、水道、工水、都市ガス、薬品等の費用とする。なお、消化汚泥処理量は事業者が受入処理するすべての処理量の合計値とする。
- (ウ) 変動費③(処理費 C-2-3)
変動費③は、平野下水処理場で処理オーバーする未処理脱水分離液について、市に発生し、事業者が負担する費用とする。
- ウ 修繕費（サービス対価 C-3）
修繕費は、建設した汚泥処理施設及び既存維持管理運営対象施設に係る修繕に要する費用とする。
- (ア) 修繕費①（サービス対価 C-3-1）
修繕費①は、本事業により建設された汚泥資源化施設及び脱水機・脱水水分離液処理施設等に係る、定期修繕等を含む施設の性能維持に必要な全ての修繕業務に要する費用とする。
- (イ) 修繕費②（サービス対価 C-3-2）
修繕費②は、平野下水処理場の既存脱水水分離液処理施設に係る、定期修繕等の市が提示する修繕計画に基づく修繕業務に要する費用とする。

(ウ) 修繕費③(サービス対価 C-3-3)

修繕費③は、舞洲スラッジセンター既存建屋等で本事業範囲に含む建築施設に係る、小規模な修繕業務に要する費用とする。

エ 有効利用費 (サービス対価 C-4)

有効利用費は、汚泥処理施設の維持管理運営により発生する汚泥処理生成物の資源化利用に応じて要する生じる変動的な費用若しくは、市からの買取対価とする。

[焼却灰資源化]

(ア) 有効利用費(サービス対価 C-4-1)

有効利用費は、汚泥処理生成物の資源化利用業務に応じて要する変動的な費用とする。

(イ) 運搬費(サービス対価 C-4-2)

運搬費は、汚泥処理生成物運搬業務に応じて要する変動的な費用とする。

[固形燃料化]

(ウ) 買取価格(買取費 C-4-3)

買取価格は、汚泥処理生成物を固形燃料等として事業者が市から買取る価格とする。

2 サービス対価の内訳のまとめ

サービス対価を構成する各費用の内訳を整理すると、次表に示すとおりである。

表. サービス対価の内訳

項目	支払区分	費用の内容			
サービス対価	施設建設費： サービス対価 A	設計建設費 A-1	調査費、設計費、建設工事費、工事監理費、各種申請等業務費、その他汚泥処理施設の建設に関する費用等		
		解体撤去費 A-2	調査費、設計費、解体工事費、工事監理費、各種申請等業務費、その他解体撤去に関する費用等		
		開業費 A-3	SPC 設立費用、印紙費用、事務費、SPC 運営費、その他費用（履行保証保険等）		
		消費税等 A	A に係る消費税等		
	建設期間中維持管理運営費： サービス対価 B	建設期間中固定費 B-1	人件費、保守点検費、清掃、保安、外構維持管理費、その他費用		
		建設期間中変動費 B-2	建設期間中変動費 ①B-2-1	[汚泥資源化施設]	電力量料金、水道料金、工水料金、都市ガス料金、薬品費、その他費用
			建設期間中変動費 ②B-2-2	[脱水機・脱水分離液処理施設]	電力量料金、水道料金、工水料金、都市ガス料金、薬品費、その他費用
			建設期間中変動費 ③ B-2-3（処理費）	未処理脱水分離液に係る費用（事業者が負担し、建設期間中変動費①B-2-1 及び建設期間中変動費②B-2-2 から控除する額）	
		建設期間中修繕費 B-3	市へ所有権を移転した汚泥資源化施設、脱水機、脱水分離液処理施設、建築機械・電気設備等の修繕費用		
		建設期間中有効利用費 B-4	建設期間中有効利用費 B-4-1	焼却灰資源化費、事務費、その他	
			建設期間中運搬費 B-4-2	運搬費、その他費用	
			建設期間中買取価格 B-4-3（買取費）	固形燃料買取価格（事業者の支払額）	
	消費税等 B	B に係る消費税等			
	維持管理運営費： サービス対価 C	固定費 C-1	人件費、保守点検費、清掃、保安、外構維持管理費 SPC 運営費、その他費用（見学対応、住民対応、運営協議会等、建物の電気料金、利益含む）		

	変動費 C-2	変動費①C-2-1	[汚泥資源化施設] 電力量料金、水道料金、工水料金、都市ガス料金、薬品費、その他費用
		変動費②C-2-2	[脱水機・脱水水分離液処理施設] 電力量料金、水道料金、工水料金、都市ガス料金、薬品費、その他費用
		変動費③ C-2-3 (処理費)	未処理脱水分離液に係る費用（事業者が負担し、変動費①C-2-1 及び変動費②C-2-2 から控除する額）
	修繕費 C-3	修繕費①C-3-1	汚泥資源化施設、脱水機、脱水分離液処理施設、 建築・土木施設（平野下水処理場） 建築機械・電気設備（舞洲スラッジセンター）
		修繕費②C-3-2	脱水分離液処理施設（平野下水処理場）
		修繕費③C-3-3	建築施設（舞洲スラッジセンター）
	有効利用費 C-4	有効利用費 C-4-1	焼却灰資源化費、事務費、その他
		運搬費 C-4-2	運搬費、その他費用
		買取価格 C-4-3 (買取費)	固形燃料買取価格（事業者の支払額）
	消費税等 C	Cに係る消費税等	

※ 表中にある「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。

第2章 サービス対価の算定及び支払方法

1 支払方法の基本的な考え方

事業者は、本事業において、設計・建設業務、建設期間中維持管理・運營業務及び維持管理・運營業務に係るサービスを事業者の責任により一体として提供するものである。

市は、提供されるサービスの内、設計・建設業務に係る対価は、施設建設期間中各年度、出来高に合わせて分割して支払う。ただし、解体撤去費については、全ての汚泥処理施設の所有権の移転後3年以内まで各年度、出来高に合わせて支払う。

施設建設期間中維持管理・運營業務に係る対価は、市へ所有権を移転した汚泥処理施設について、建設期間の各年度に支払う。

維持管理運・營業務に係る対価は、全施設の所有権の移転日の翌日以降、事業期間にわたり毎年度支払う。

2 支払方法の基本的事項

市は、サービス対価について、下記3で算定された各費用の支払額及びその各々にかかる消費税等について、原則として、毎回、市が事業者からの請求を受領した後に支払う。

(1) 施設建設費（サービス対価 A）の支払い

ア 支払方法

市は、サービス対価 A を令和 5 年度から全ての汚泥処理施設の所有権移転まで毎年度支払う。ただし、前金払い等の特約に関する規定は、後述の 4 を適用する。また、全ての汚泥処理施設の所有権の移転が完了した場合は、その時点でサービス対価 A の全額を支払う。

イ 支払手続

(ア)市は、市による出来高検査の結果を事業者に通知する。

(イ)事業者は、出来高検査に合格したときは、翌事業年度の 4 月 15 日までに、出来高に対するサービス対価 A に該当する金額の請求書を市に対して送付すること。

(ウ)市は、適正な請求書を受領した日から 40 日以内に、請求額を事業者を支払う。

(2) 建設期間中維持管理運営費（サービス対価 B）の支払い

ア 支払方法

市は、サービス対価 B について、対象となる汚泥処理施設所有権の移転日の翌日から全ての汚泥処理施設の所有権の移転日の翌日まで、最大 4 回/年（四半期に 1 回）の範囲で支払う。

イ 支払手続

(ア) 事業者は、支払対象期分の業務報告書を翌期開始月の 10 日までに市へ提出する。

(イ) 市は支払対象期分の業務報告書の提出を受けた後、14 日以内に、これを精査しその結果を踏まえて、当該支払対象期のサービス購入料を算定し、事業者に対して支払額を通知する。

(ウ) 事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。

(エ) 市は、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に、請求額を事業者に支払う。

(3) 維持管理運営費（サービス対価 C）の支払い

ア 支払方法

市は、サービス対価 C について、全ての汚泥処理施設の所有権の移転日の翌日から事業期間終了まで、最大 4 回/年（四半期に 1 回）の範囲で支払う。

イ 支払手続

(ア) 事業者は、支払対象期分の業務報告書を翌期開始月の 10 日までに市へ提出する。

(イ) 市は支払対象期分の業務報告書の提出を受けた後、14 日以内に、これを精査しその結果を踏まえて、当該支払対象期のサービス購入料を算定し、事業者に対して支払額を通知する。

(ウ) 事業者は、支払額判明後、速やかに市に対して請求書を送付する。

(エ) 市は、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に、請求額を事業者に支払う。

3 各費用の支払額の算定方法

サービス対価を構成する各費用の各回の支払額は、次の(1)から(5)までのとおり算定する。

(1) 施設建設費（サービス対価 A）

ア 設計建設費（サービス対価 A-1）

設計建設費は、各年度の出来高に応じて、その 90%を支払う。出来高の詳細は、市が別途定める「下水道施設機械・電気設備請負工事 出来高査定運用基準」に従う。

また、全施設の所有権の移転完了時に残額を一括して支払う。ただし、建設期間の途中で所有権の移転を行った施設については、その施設の所有権を移転し時点でその施設の残金を支払う。

イ 解体撤去費（サービス対価 A-2）

解体撤去費は、各年度の出来高に応じて、その 90%を支払う。また、全施設の解体撤去完了時に残額を一括して支払う。

ウ 開業費（サービス対価 A-3）

開業費の内 SPC 設立に係る費用は、令和 5 年度の年度末に一括して支払う。その他の SPC 運営費は事業者の提案に応じて毎年、年度末に一括して支払う。また、全施設の所有権の移転完了時に、当該年度のその時点までの SPC 運営費を支払う。

(2) 建設期間中維持管理運営費（サービス対価 B）

ア 建設期間中固定費（サービス対価 B-1）

建設期間中固定費は、事業者の提案に応じて支払う。

イ 建設期間中変動費（サービス対価 B-2）

建設期間中変動費は汚泥処理施設で処理する汚泥処理量に応じて以下の算定により支払う。

$$\text{建設期間中変動費（サービス対価 B-2）} = \text{建設期間中変動費①} + \text{建設期間中変動費②} \\ - \text{建設期間中変動費③（処理費）}$$

- (ア) 建設期間中変動費①（サービス対価 B-2-1）：汚泥資源化施設
対象期間における各月の建設期間中変動費①の合計とする。

各月建設期間中変動費①

$$= \text{消化汚泥固形物処理量 (t-ds/日)} \times \text{変動単価① (円/t-ds)} \times \text{各月日数}$$

※消化汚泥固形物処理量は、事業者の提案に基づく対象月の日平均消化汚泥固形物量とする。ただし、平野下水処理場既存炭化施設が稼働している期間は、その施設での処理量を除くものとする。

対象消化汚泥固形物処理量 (t-ds/日)

$$= \text{消化汚泥固形物処理量 (t-ds/日)} - \text{既存炭化施設処理量 (t-ds/日)}$$

※既存炭化施設処理量は、市から提示する処理量とする。

※消化汚泥固形物処理量については、当該月における消化汚泥処理量と消化汚泥固形物 (SS) 濃度 (分析値の平均値) より算出した値とする。

※消化汚泥の有機分率は 59%~63%Dry とする。

※変動単価は、建設期間における日消化汚泥固形物処理に対して、事業者が提案する単価とする。

※電力、都市ガス、水道は市の施設より供給する。事業者は毎月市の請求に基づき使用料を支払う。(舞洲スラッジセンター)

- (イ) 建設期間中変動費②（サービス対価 B-2-2）：脱水機・脱水分離液処理施設
対象期間における各月の建設期間中変動費②の合計とする。

各月建設期間中変動費②

$$= \text{消化汚泥処理量 (m}^3\text{/日)} \times \text{変動単価② (円/m}^3\text{)} \times \text{各月日数}$$

※消化汚泥処理量は、事業者の提案に基づく対象月の日平均消化汚泥量とする。

※消化汚泥処理量については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による測定値の平均値とする。

※変動単価は、建設期間における日消化汚泥処理に対して、事業者が提案する単価とする。

※電力、都市ガス、水道は市の施設より供給する。事業者は毎月市の請求に基づき市へ使用料を支払う。(舞洲スラッジセンター)

上記(ア) (イ)について入札価格算定に用いる市からの供給単価は以下のとおりとする

種別	単価 (税抜)	備考
電力	13.03 円/kwh	令和 2 年度の実績
水道	330.97 円/m3	令和 2 年度の実績
工水	70.13 円/m3	令和 2 年度の実績
都市ガス	46.04 円/m3	令和 2 年度の実績

※事業開始後、上記単価は、「第 4 章サービス対価の改定 3 建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定」に基づき改定する。

- (ウ) 建設期間中変動費③（処理費 B-2-3）：未処理脱水分離液
対象期間における各月の建設期間中変動費③の合計とする。

各月建設期間中変動費③

$$= \text{未処理脱水分離液 (m}^3\text{)} \times \text{処理単価 (円/m}^3\text{)}$$

※発生する未処理脱水分離液に応じて市へ支払う。

※未処理脱水分離液は、対象月の合計未処理脱水分離液とする。

※処理単価は、市により算定し、金 [173.74] 円/m³とする。

上記処理単価は、未処理脱水分離液の各月の NH4-N 濃度によって、以下の範囲で比例配分補正を行う。ただし、NH4-N 濃度が以下の範囲を逸脱する場合は、別途協議とする。

NH4-N 濃度 (mg/L)	710	～	1,000
処理単価 (円/m ³)	167.71	～	180.20
うち電力費相当分(円/m ³)	64.78	～	77.27
うち薬品費相当分(円/m ³)	102.93	～	102.93

※NH4-N 濃度については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による月 2 回の測定値の平均値とする。

※事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する。

※事業開始後、上記単価は、「第 4 章サービス対価の改定 3 建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定」に基づき改定する。

ウ 建設期間中修繕費（サービス対価 B-3）

建設期間中修繕費は、事業者の提案に応じて支払う。

エ 建設期間中有効利用費（サービス対価 B-4）

建設期間中有効利用費は汚泥処理生成物の資源化利用量に応じて以下の算定により支払う。

建設期間中有効利用費（サービス対価 B-4）＝建設期間中有効利用費＋建設期間中運搬費 －建設期間中買取価格
--

[焼却灰資源化]

(ア) 建設期間中有効利用費（サービス対価 B-4-1）

$$= \text{資源化利用量 (t-ds)} \times \text{有効利用単価 (円/t-ds)}$$

※資源化利用量は、対象期間における汚泥処理生成物を資源化利用した総量とする。

※有効利用単価は、建設期間における汚泥処理生成物の資源化利用に対して、事業者が提案する単価とする。

(イ) 建設期間中運搬費（サービス対価 B-4-2）

$$= \text{資源化利用量 (t-ds)} \times \text{運搬費単価 (円/t-ds)}$$

※資源化利用量は、対象期間における汚泥処理生成物を資源化利用した総量とする。

※運搬費単価は、建設期間における汚泥処理生成物の運搬に対して、事業者が提案する単価とする。

[固形燃料化]

(ウ) 建設期間中買取価格（買取費 B-4-3）

$$= \text{資源化利用量 (t-ds)} \times \text{買取単価 (円/t-ds)}$$

※資源化利用量は、対象期間における汚泥処理生成物を資源化利用した総量とする。

※買取単価は、建設期間における汚泥処理生成物の資源化利用に対して、事業者が提案する買取価格とする。

(3) 維持管理運営費（サービス対価 C）

ア 固定費（サービス対価 C-1）

固定費は、汚泥処理施設の対象期間における消化汚泥処理量に応じて、事業者が提案する費用を支払う。

※対象期間における各月の固定費の合計とする

※消化汚泥処理量は、対象月中の日平均消化汚泥量とする。

※消化汚泥量の変動による処理量の区分（最大 5 区分まで提案可能）及び固定費は、以下

のとおりとする。

NO	消化汚泥処理量	固定費（円）
①	$\bigcirc \text{m}^3/\text{日} < x2 \leq 5,390 \text{m}^3/\text{日}$	金[]円/月
②	$\bigcirc \text{m}^3/\text{日} < x2 \leq \bigcirc \text{m}^3/\text{日}$	金[]円/月
③	$\bigcirc \text{m}^3/\text{日} < x2 \leq \bigcirc \text{m}^3/\text{日}$	金[]円/月
④	$\bigcirc \text{m}^3/\text{日} < x2 \leq \bigcirc \text{m}^3/\text{日}$	金[]円/月
⑤	$3,130 \text{m}^3/\text{日} \leq x2 \leq \bigcirc \text{m}^3/\text{日}$	金[]円/月

※対象月中の日平均消化汚泥量(x2)が、上記範囲を逸脱する場合は、別途協議とする。

※取引に係る消費税及び地方消費税額を含まない。

※消化汚泥処理量については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による測定値の平均値とする。

※事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する。

イ 変動費（サービス対価 C-2）

変動費は、汚泥処理施設の対象期間における汚泥処理量に応じて支払う。

$\text{変動費（サービス対価 C-2）} = \text{変動費①} + \text{変動費②} - \text{変動費③（処理費）}$

(ア) 変動費①(サービス対価 C-2-1)：汚泥資源化施設

対象期間における各月の変動費①の合計とする。

各月変動費①

$$= \text{消化汚泥固形物処理量（t-ds/日）} \times \text{変動費単価①（円/t-ds）} \times \text{各月日数}$$

※消化汚泥固形物処理量は、対象月中の日平均消化汚泥固形物量とする。ただし、令和15年度までの平野下水処理場既存炭化施設が稼働している期間は、その施設での処理量を除くものとする。

対象消化汚泥固形物処理量（t-ds/日）

$$= \text{消化汚泥固形物処理量（t-ds/日）} - \text{既存炭化施設処理量（t-ds/日）}$$

※既存炭化施設処理量は、市から提示する処理量とする。

※変動費単価は、事業期間における予測日最大消化汚泥固形物量に対する、事業者が提案する処理単価を基準提案単価として、消化汚泥固形物量の変動した場合の提案単価とする。

※消化汚泥の有機分率は59%~63%Dryとする。

※消化汚泥固形物量の変動による処理量の区分（最大5区分まで提案可能）及び変動費単価は、以下のとおりとする。

NO	消化汚泥処理量	変動費単価（円）
①	$\bigcirc \text{t-ds}/\text{日} < x1 \leq 98 \text{t-ds}/\text{日}$	金[]円/t-ds
②	$\bigcirc \text{t-ds}/\text{日} < x1 \leq \bigcirc \text{t-ds}/\text{日}$	金[]円/t-ds
③	$\bigcirc \text{t-ds}/\text{日} < x1 \leq \bigcirc \text{t-ds}/\text{日}$	金[]円/t-ds
④	$\bigcirc \text{t-ds}/\text{日} < x1 \leq \bigcirc \text{t-ds}/\text{日}$	金[]円/t-ds
⑤	$57 \text{t-ds}/\text{日} \leq x1 \leq \bigcirc \text{t-ds}/\text{日}$	金[]円/t-ds

※対象月中の日平均消化汚泥固形物量(x1)が、上記範囲を逸脱する場合は、別途協議とする

※取引に係る消費税及び地方消費税額を含まない。

※消化汚泥固形物処理量については、当該月における消化汚泥処理量と消化汚泥固形物(SS)濃度(分析値の平均値)より算出した値とする。

※事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する。

(イ) 変動費②(サービス対価 C-2-2) : 脱水機・脱水分離液処理施設
対象期間における各月の変動費②の合計とする。

各月変動費②

$$= \text{消化汚泥処理量 (m}^3/\text{日)} \times \text{提案単価② (円/m}^3\text{)} \times \text{各月日数}$$

※消化汚泥処理量は、対象月中の日平均消化汚泥量とする。

※変動費単価は、事業期間における予測日最大消化汚泥量に対する処理単価を基準提案単価として、消化汚泥量の変動した場合の提案単価とする。

※消化汚泥量の変動による処理量の区分(最大5区分まで提案可能)及び変動費単価は、以下のとおりとする。

NO	消化汚泥処理量	変動費単価 (円)
①	$0 \text{ m}^3/\text{日} < x2 \leq 5,390 \text{ m}^3/\text{日}$	金[]円/m ³
②	$0 \text{ m}^3/\text{日} < x2 \leq 0 \text{ m}^3/\text{日}$	金[]円/m ³
③	$0 \text{ m}^3/\text{日} < x2 \leq 0 \text{ m}^3/\text{日}$	金[]円/m ³
④	$0 \text{ m}^3/\text{日} < x2 \leq 0 \text{ m}^3/\text{日}$	金[]円/m ³
⑤	$3,130 \text{ m}^3/\text{日} \leq x2 \leq 0 \text{ m}^3/\text{日}$	金[]円/m ³

※対象月中の日平均消化汚泥量(x2)が、上記範囲を逸脱する場合は、別途協議とする。

※取引に係る消費税及び地方消費税額を含まない。

※消化汚泥処理量については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による測定値の平均値とする。

※事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する。

(ウ) 変動費③(処理費 C-2-3) : 未処理脱水分離液
対象期間における各月の変動費③の合計とする。

各月変動費③

$$= \text{未処理脱水分離液 (m}^3\text{)} \times \text{処理単価 (円/m}^3\text{)}$$

※発生する未処理脱水分離液に応じて市へ支払う。

※未処理脱水分離液は、対象月の合計未処理脱水分離液とする。

※処理単価は、市により算定し、金 [173.74] 円/m³とする。

上記処理単価は、未処理脱水分離液の各月のNH₄-N濃度によって、以下の範囲で比例配分補正を行う。ただし、NH₄-N濃度が以下の範囲を逸脱する場合は、別途協議とする。

NH ₄ -N 濃度 (mg/L)	710	～	1,000
処理単価 (円/m ³)	167.71	～	180.20
うち電力費相当分(円/m ³)	64.78	～	77.27
うち薬品費相当分(円/m ³)	102.93	～	102.93

※NH₄-N濃度については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による月2回の測定値の平均値とする。

※事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する。

※事業開始後、上記単価は、「第4章サービス対価の改定 3 建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定」に基づき改定する。

ウ 維持管理運営費に係る修繕費(サービス対価 C-3)

修繕費は、汚泥処理施設の所有権の移転日の翌日以降事業期間にわたり、年4回支払う。

$$\text{修繕費（サービス対価 C-3）} = \text{修繕費①} + \text{修繕費②} + \text{修繕費③}$$

(ア) 修繕費①（サービス対価 C-3-1）

修繕費①は、事業期間に必要となる修繕費の合計を平準化して各回同額を支払う。

(イ) 修繕費②（サービス対価 C-3-2）

修繕費②は、市が提示する修繕計画に基づき実施した修繕業務に要する費用を、修繕実施年度で、4回に分割して支払う。

(ウ) 修繕費③（サービス対価 C-3-3）

修繕費③は、各回全て同額を支払う。

エ 有効利用費（サービス対価 C-4）

有効利用費は、汚泥処理施設の所有権の移転日の翌日以降事業期間にわたり、汚泥処理生成物の資源化利用量に応じて年4回支払う。

$$\text{有効利用費（サービス対価 C-4）} = \text{有効利用費} + \text{運搬費} - \text{買取価格}$$

[焼却灰資源化]

(ア) 有効利用費（サービス対価 C-4-1）

$$= \text{資源化利用量（t-ds）} \times \text{有効利用単価（円/t-ds）}$$

※資源化利用量は、対象期間における汚泥処理生成物を資源化利用した総量とする。

※有効利用単価は、事業期間における汚泥処理生成物の資源化利用に対して、事業者が提案する処理単価とする。

(イ) 運搬費（サービス対価 C-4-2）

$$= \text{資源化利用量（t-ds）} \times \text{運搬単価（円/t-ds）}$$

※資源化利用量は、対象期間における汚泥処理生成物を資源化利用した総量とする。

※運搬単価は、事業期間における汚泥処理生成物の資源化利用に対して、事業者が提案する運搬単価とする。

[固形燃料化]

(ウ) 買取価格（買取費 C-4-3）

$$= \text{資源化利用量（t-ds）} \times \text{買取単価（円/t-ds）}$$

※資源化利用量は、対象期間における汚泥処理生成物を資源化利用した総量とする。

※買取単価は、事業期間における汚泥処理生成物の資源化利用に対して、事業者が提案する買取価格とする。

(4) 消費税等

消費税等（消費税及び地方消費税）については、サービス対価 A～C の区分毎に、その相当額を支払期ごとに算定する。

(5) 端数の取扱

サービス対価の算定は、各汚泥処理量・未処理脱水分離液・資源化利用量について小数第3位以下の端数を切り捨て処理するとともに、算定したサービス対価毎に、1円未満の端数を切り捨て処理する。

4 前金払い等の特約

サービス対価 A-1 及び A-2 の支払いに関する前金払い等の特約を以下に示す。

- (1) 前金払
 - ア 前金払の率は、設計業務については10分の3、建設業務については10分の4とする。
 - イ 令和5年度以降の各事業年度の前払金の支払限度額は、当該年度末までの出来高予定額の累計額に、アに定める率を乗じて得た額から、前年度末までの前払金の支払限度額の累計額を控除した額とする。
 - ウ 各会計年度末において、その会計年度末における出来高が、その会計年度末までの出来高予定額に達していないときは、出来高予定額に達するまで翌年度の前払金を請求することはできない。
- (2) 中間前金払
 - ア 令和5年度以降の各事業年度の中間前払金の支払限度額は、当該会計年度末までの出来高予定額の累計額に10分の2の割合を乗じて得た額から、前年度末までに定める支払限度額の累計額を控除した額とする。ただし、中間前払金を行う前に出来高予定額が減額となった場合は、前払金及び中間前払金の合計額が、出来高予定額に10分の6の割合を乗じて得た額を超えてはならない。

第3章 入札価格及び落札価格との関係

入札価格は、サービス対価を構成するサービス対価 A~C の全ての見積価格の合計（税抜き）とし、入札書に記載された金額に消費税等相当額を加えた金額をもって落札価格とする。

第4章 サービス対価の改定

1 基本的考え方

施設建設費、建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費については、物価変動に基づき見直すものとする。

なお、要求水準の変更その他により必要に応じて、市及び事業者が協議の上、PFI 事業費の改定を行うことができるものとする。

2 施設建設費の物価変動に基づく改定

施設建設費のうち、物価変動に基づく建設工事費及び解体撤去費の改定は、次に掲げる場合に限り行う予定である。

詳細は「賃金等の変動に対する工事請負契約書第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」（令和2年3月 大阪市建設局）に準じるものとする。

なお、改定の際に用いる指標は以下のとおりとする。

区分	改定率として資料する指標
建築工事費、土木工事費	建設工事費デフレーター/下水道 (国土交通省総合政策局)
機械設備工事費、電気設備工事費	国内企業物価指数/該当項目 (日本銀行調査統計局) 公共工事設計労務単価 (農林水産省・国土交通省)

- (1) 本契約締結の日から12ヶ月を経過した後に、国内における賃金水準や物価水準の変動によりサービス対価 A-1 及び A-2 が不相当となったと認めるときは、相手方に対してサービス対価の変更を請求することができ、相手方から請求があったときは、協議に応じなければならない。
- (2) サービス対価の改定方法は、変動前施設建設費等（（3）アの基準日における出来高の額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後施設建設費等（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前施設建設費等に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前施設建設費等の1,000分の15を超える額（以下、「スライド額」という。）について、サービス対価 A-1 及び A-2 に加除し、これに基づきサービス対価 A-1 及び A-2 の改定額を定めるものとする。
- (3) サービス対価の改定手続きは、次に示すとおりとする。
 - ア (1)の規定に基づく請求のあった日を基準日とする。

イ スライド額については、令和2年度の指標（令和2年4月から令和3年3月までの平均）と基準日との間の物価指数等に基づき、スライド額及びサービス対価 A-1 及び A-2 の改定額について、市と事業者で協議して定める。ただし、協議の開始日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、市は、スライド額及びサービス対価 A-1 及び A-2 の改定額を定め、事業者に通知する。

(4) 上述の(1)の規定による請求は、本条項の規定によりサービス対価の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、上述の(1)において「本契約締結の日」とあるのは、「直前の本規定に基づくサービス対価変更の基準日」と読み替えるものとする。

(5) 特別な要因により工期内に主要な工事材料の国内における価格に著しい変動を生じ、サービス対価 A-1 及び A-2 が不適当となったと認められるときは、市又は事業者は、前各項の規定によるほか、サービス対価 A-1 及び A-2 の変更を請求することができる。

(6) 予期することのできない特別な事情により、設計及び建設業務期間内に国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、サービス対価 A-1 及び A-2 が著しく不適当となったときは、市又は事業者は、前各項の規定にかかわらず、サービス対価 A-1 及び A-2 の変更を請求することができる。

(7) 上述の(5)又は(6)の規定による請求があった場合における改定方法、改定手続きは、上述の(2)及び(3)に準ずるものとするが、変動前施設建設費等の算定方法については、市が事業者の意見を聴いて定め、事業者に通知するものとする。

3 建設期間中維持管理運営費及び維持管理運営費の物価変動に基づく改定

(1) 改定の時期

物価変動リスクを踏まえた対価の改定時期は、次のとおりとする。

ア 改定指標の評価：改定指標は、事業者が指標の報告を行った月の前月から遡って3ヶ月間を対象とし、その期間の指標（確報値）の平均値により算出する。

イ 対価の改定：対価の改定は、設定した改定指標の最終月（以下「基準月」という。）の翌月以降の建設期間中維持管理運営費又は維持管理運営費の支払いに反映する。ただし、直近の改定から3ヶ月以内の改定及び、事業の最終年度の3月分の指標を用いたサービス対価の改定は物価変動の状況如何にかかわらず行わないものとする。

ウ 指標の報告：事業者は、下記(2)のアの各指標について、市に毎月15日（15日が休日の場合は、翌営業日）までに報告するものとする。

(2) 改定方法

サービス対価の改定は、第1章2 サービス対価の内訳のまとめ「表. サービス対価の内訳」に示す支払区分ごとに行う。支払区分の費用項目に対応した指標の増減率及び、各費用項目の額から算出した物価変動等による基準月の翌月以降の支払区分毎のサービス対価の変動率が、±1.5パーセントを超える場合にそれぞれ見直しの対象とする。

ア 物価変動等の指標

費用項目に対応した物価変動等の指標は次のとおりとする。

支払区分	費用項目	指標
固定費	人件費	「公共工事設計労務単価」（国土交通省） ・ 電工
	その他（外部委託業務費、諸経費）	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） ・ 大類別：諸サービス・小類別：下水道

変動費①	水道料金、工水料金	大阪市水道局の料金改定に伴う価格の変動率
	電力料金	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・大分類：電力・都市ガス・水道・小分類：電力
	都市ガス料金	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・大分類：電力・都市ガス・水道・小分類：都市ガス
	燃料	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・大分類：石油・石炭製品・小分類：石油製品
	薬品費	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・化学製品
変動費②	水道料金、工水料金	大阪市水道局の料金改定に伴う価格の変動率
	電力料金	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・大分類：電力・都市ガス・水道・小分類：電力
	都市ガス料金	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・大分類：電力・都市ガス・水道・小分類：都市ガス
	燃料	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・大分類：石油・石炭製品・小分類：石油製品
	薬品費	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・化学製品
修繕費①	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） ・大類別：諸サービス・小類別：機械修理	
修繕費②	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） ・大類別：諸サービス・小類別：機械修理	
修繕費③	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） ・大類別：諸サービス・小類別：機械修理	
有効利用費	焼却灰	国内企業物価指数並びに企業向けサービス価格指数の 該当項目
運搬費	運搬費、その他	企業向けサービス価格指数（日本銀行調査統計局） ・大類別：運輸. 郵便・小類別：道路貨物輸送
買取価格	固形燃料	国内企業物価指数（日本銀行調査統計局） ・石油. 石炭製品

イ 指標の増減率

費用項目に対応する指標の増減率は、当該費用項目に係る最新の指標と、最後にサービス対価の見直しを行った期間の指標（初めてサービス対価の見直しを行う場合にあつては、令和2年度の指標（令和2年4月から令和3年3月までの平均））の増減分を、最後にサービス対価の見直しを行った期間の指標で除して算出する。

$$\alpha = \left[\frac{\text{今回見直しを行う期間の指標（3ヶ月*1の平均値）}}{\text{最後に見直しを行った期間の指標（3ヶ月*2の平均値）}} \right] - 1 \times 100$$

α：増減率（パーセント）

※αは、小数点第2位未満切り捨てとする。

*1 事業者が指標の報告を行った月の前月から遡って3ヶ月。

*2 初めてサービス対価の見直しを行う場合は、令和2年4月から令和3年3月までの平均値。

ウ 基準月の翌月以降の支払区分ごとのサービス対価

次式により、基準月の翌月以降のサービス対価の変動率を算出する。

$$\beta = (Y / X - 1) \times 100$$

β : 変動率 (パーセント)

X : 物価変動等考慮前の基準月の翌月以降のサービス対価

Y : 物価変動等考慮後の基準月の翌月以降のサービス対価

※ Yは、予定処理量に対する Xの各費用項目の額に、イで求めた各指標の α を加味して算出する。なお、各費用項目の額の算出にあたっては、1円未満切り捨てとする。

エ サービス対価の見直し

事業者が毎月報告を行う改定指標により、直近3か月で上式により算出した β が -1.5% を超えて下回った場合、基準月の翌月以降のサービス対価は Y を採用するものとし、サービス対価の見直しを行う。

事業者が毎月報告を行う改定指標により、直近3か月で上式により算出した β が $+1.5\%$ を超えて上回り、事業者が請求した場合、基準月の翌月以降のサービス対価は Y を採用するものとし見直しを行う。

$$Y = X (\beta / 100 + 1)$$

オ 支払に係る特記事項

各年度において、当該年度の3月分のサービス対価に改定があった場合には、その支払日における支払額は改定前の金額を支払うものとし、改定後の価格との差額については、翌年度のサービス対価として翌年度最初の支払日において、翌年度に実施したサービス対価と調整して支払うものとする。

(3) 処理対象汚泥の性状変動による改定

処理対象汚泥の性状が、「要求水準書 第2章 2-4-6-3」に示す汚泥性状の変動幅内である場合は、有機分率を除き変動費の提案処理単価は変更しない。但し変動幅から逸脱した場合、発注者と受注者は協議により、当該支払対象期で採用する変動費の提案処理単価を見直す。

有機分率の変動については、有機分率が 59%~63%Dry の範囲である場合は、建設期間中変動費① (サービス対価 B-2-1) 及び変動費① (サービス対価 C-2-1) に定める提案処理単価とする。

有機分率が上記の範囲を逸脱する場合は、発注者と受注者は協議により、補正倍率 87%~110%の範囲で、当該月で採用する変動費の提案処理単価を見直す。

※有機分率については、当該月における要求水準書に記載の測定方法による週一回の測定値の平均値とする。

※事業者から報告された測定値と市のモニタリングによる測定値に大きな差異がある場合は、市が提示する測定値を採用する。

(4) 消費税及び地方消費税の改正による改定

事業期間中に消費税及び地方消費税が改正された場合、発注者の受注者への支払に係る消費税及び地方消費税については、発注者が改定内容にあわせて負担する。

以上

別紙4 付保すべき保険

(第8条第1項ないし第3項、第41条第1項第(4)号
関係)

【注：事業者提案に基づき記載する。】

乙は、以下の保険を、乙の費用負担において付保するものとする。

1 設計及び建設期間中の保険

- (1) 建設工事保険
- (2) 火災保険
- (3) 事業者提案によるその他の保険

2 建設期間中維持管理・運営期間中の保険

(1) 第三者賠償責任保険

- ア 保険対象 : 維持管理・運營業務に伴い、第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害
- イ 保険金額 : 対人 1名1億円以上、1事故最大10億円以上
対物 1事故最大1億円以上
- ウ その他 : 甲を追加被保険者とする保険契約とすること

(2) 事業者提案によるその他の保険

3 維持管理・運営期間中の保険

(1) 第三者賠償責任保険

- ア 保険対象 : 維持管理・運營業務に伴い、第三者に与えた損害について、法律上の賠償責任を負担する場合に被る損害
- イ 保険金額 : 対人 1名1億円以上、1事故最大10億円以上
対物 1事故最大1億円以上
- ウ その他 : 甲を追加被保険者とする保険契約とすること

(2) 事業者提案によるその他の保険

以上

別紙 5 不可抗力事由による損害、損失及び費用の負担割合

(第 45 条第 3 項、第 96 条第 2 項関係)

1 設計及び建設期間

設計及び建設期間中に不可抗力が生じ、乙に損害（ただし、乙の得べかりし利益は含まない。以下本別紙 5 において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、設計及び建設期間中における累計で、サービス対価 A 及び B の 1 パーセントに至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。

2 維持管理・運営期間

維持管理・運営期間中に不可抗力が生じ、乙に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価 C（第 74 条第 2 項の規定による改定を考慮し、かつ第 80 条の規定による減額を考慮しない金額とする。）の 1 パーセントに至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、乙の負担額を超えた当該保険金額相当額は、甲の負担部分から控除する。

以上

別紙6 保証書の様式

(第49条第10項関係)

【設計・建設企業】(以下「連帯保証人」という。)は、大阪市汚泥処理施設整備運営事業(以下「本件事業」という。)に関連して、【特別目的会社】(以下「乙」という。)が大阪市(以下「甲」という。)との間で締結した平成____年____月____日付け事業契約書(以下「本件事業契約」という。)に基づいて、乙が甲に対して負担する以下の第1条の債務(以下「主債務」という。)につき乙と連帯して保証する(以下「本保証」という。)。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本件事業契約において定められるのと同様の意味を有するものとする。

第1条(保証)

連帯保証人は、本件事業契約第49条第1項ないし第3項に基づく乙の甲に対する債務を保証する。

第2条(通知義務)

甲は、本保証の差入日以降において本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を連帯保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、甲による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第3条(保証債務の履行の請求)

- 1 甲は、保証債務の履行を請求しようとするときは、連帯保証人に対して、甲が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 連帯保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から7日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。甲及び連帯保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 連帯保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から30日以内に、当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第4条(求償権の行使)

連帯保証人は、本件事業契約に基づく乙の債務が全て履行されるまで、連帯保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、甲及び乙の同意がある場合は、この限りでない。

第5条(終了及び解約)

- 1 連帯保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、本件事業契約に基づく乙の債務が終了又は消滅した場合、終了するものとする。

第6条(管轄裁判所)

本保証に起因し又は関連する一切の訴訟、和解及び調停に関しては、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書が2部作成され、連帯保証人はこれに署名し、1部を甲に差し入れ、1部を自ら保有する。

令和 [] 年 [] 月 [] 日

連帯保証人：

別紙7 サービス対価の減額の基準と方法

(第60条第3項、第72条第3項、第80条第1項
及び第2項、第83条第2項関係)

1 モニタリングの基本的な考え方

(1) モニタリングの目的

発注者は事業期間中、事業者が事業契約書に定められた業務を確実に遂行し、かつ、入札説明書等及び事業者提案で定める水準を達成していることを確認するため、モニタリングを実施する。

発注者と事業者は、上記目的を達成するために、相互に協力して本事業を履行する必要があることを意識し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置かなければならない。

モニタリングは、サービス対価の減額を目的とするものではなく、発注者と事業者との対話を通じて、施設の状態を良好に保ち、施設の性能を十分に発揮し、要求水準等を保つために実施するものである。

(2) 実施時期

ア 設計・建設段階

発注者は、事業者が実施する設計・建設業務が、要求水準書及び提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

イ 維持管理・運営段階

発注者は、事業者の実施する維持管理・運營業務が、要求水準書及び提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。また、事業者（特別目的会社）の経営状況、財務状況について定期的に報告を求め、確認を行う。

ウ 事業終了時

発注者は、事業期間の終了時において、汚泥資源化施設等の状態が要求水準書及び提案書で定める水準に適合するものであるか否かについて確認を行う。

(3) モニタリングの費用負担

発注者が実施するモニタリングに係る費用は発注者が負担し、事業者が自ら実施するセルフモニタリング及び書類作成等に係る費用は事業者が負担する。

2 設計・建設段階のモニタリング

(1) 設計業務に関するモニタリング

ア 設計業務着手時

事業者は、設計の着手にあたって、実施体制、工程、設計方針、調査計画等の内容を記載した業務計画書に加え、要求水準書 第3章 3-4 (1) に示すセルフモニタリング計画書を発注者に提出する。発注者は、その内容について確認を行う。

イ 設計業務期間中

発注者は設計業務に関し、当該設計業務に係る期間中に随時、事業者に事前に通知したうえで、業務計画書、事業契約書、入札説明書等又は提案書に従って設計業務が行われていることを確認するため、事業者に対して設計業務について中間確認を求めることができる。この場合事業者は、中間確認の実施において、必要な説明及び報告を行うなどの協力を行うこと。

ウ 基本設計完了時

事業者は、基本設計完了時には、別紙8に示す基本設計図書を発注者に提出すること。発注

者は、基本設計の内容を確認する。

エ 設計業務完了時

事業者は、設計業務完了時には、別紙 8 に示す詳細設計図書を発注者に提出すること。発注者は、完成検査を実施する。

(2) 建設業務に関するモニタリング

ア 建設業務着手時

事業者は、発注者と協議のうえ、工事の着手前に次の事項を記載した施工計画書を作成し、発注者に提出する。発注者はその内容について確認を行う。

- (ア) 工事概要
- (イ) 計画工程表
- (ウ) 現場組織表（協力関連会社一覧表を含む。）
- (エ) 主要機器
- (オ) 主要資材
- (カ) 施工方法（主要機械、仮設計画、搬入計画、切替計画、施工ヤード等を含む。）
- (キ) 施工管理計画
- (ク) 安全管理
- (ケ) 緊急時の連絡体制及び対応
- (コ) 交通管理
- (サ) 環境対策
- (シ) 現場作業環境の整備
- (ス) 官公庁等への届出等の一覧
- (セ) 再生資源の利用の促進及び建設副産物の適正処理方法
- (ソ) その他発注者が指示する書類

イ 建設業務期間中

(ア) 事業者は、工事の進捗状況を管理、記録及び把握するとともに、監理業務報告書（管理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況、器材・施工検査記録及びその他発注者が求める内容を含む）を作成し、工事の状況について発注者に報告すること。発注者は適宜工事内容、状況を確認することができ、その結果、要求水準書、提案書、実施設計図書に定める性能水準に適合しないと判断した場合には、改善措置等を求める。

(イ) 事業者は、総合試運転及び性能試験の要領を記載した試運転計画書及び性能試験計画書を作成し、発注者に提出する。発注者はその内容について確認を行う。また、事業者は、総合試運転、性能試験それぞれの期間中、発注者に運転日報を提出し、総合試運転、性能試験それぞれの終了後、発注者に試運転報告書、性能試験報告書を提出する。発注者はその内容について確認を行う。

ウ 出来高報告

事業者は、各事業年度終了時に出来高報告書を作成し、発注者に提出する。発注者はその内容について確認を行う。

エ 工事完成時

事業者は、工事の完成時に、別紙 8 に示す完成図書を発注者に提出すること。発注者は、完成検査を実施する。事業者は完成検査を受検のため、監督員の指示により、技術管理資料 1 部

を作成すること。

(3) 要求水準書及び提案書で定める水準を満たしていない場合の措置

ア 改善勧告

(ア) 業務改善計画書の確認

発注者は、モニタリングの結果、設計・建設業務が要求水準書及び提案書で定める水準を満たしていないと判断した場合には、事業者に対して直ちに適切な是正措置を行うよう勧告し、事業者は、定められた期限内に改善策、改善期限等を記載した業務改善計画書を発注者に提出し、承諾を得る。

なお、発注者は、事業者が提出した業務改善計画書が、要求水準書及び提案書で定める水準を満たしていない状態を改善・復旧できる内容と認められない場合は、業務改善計画書の変更、再提出を求めることができる。

(イ) 改善措置の確認

事業者は、発注者の承諾を得た業務改善計画書に基づき、直ちに改善措置を実施し、その結果を業務改善報告書にとりまとめ、発注者に報告する。

発注者は、改善期限到来後も、改善・復旧が確認できない場合には、再度の改善勧告を行うことができる。

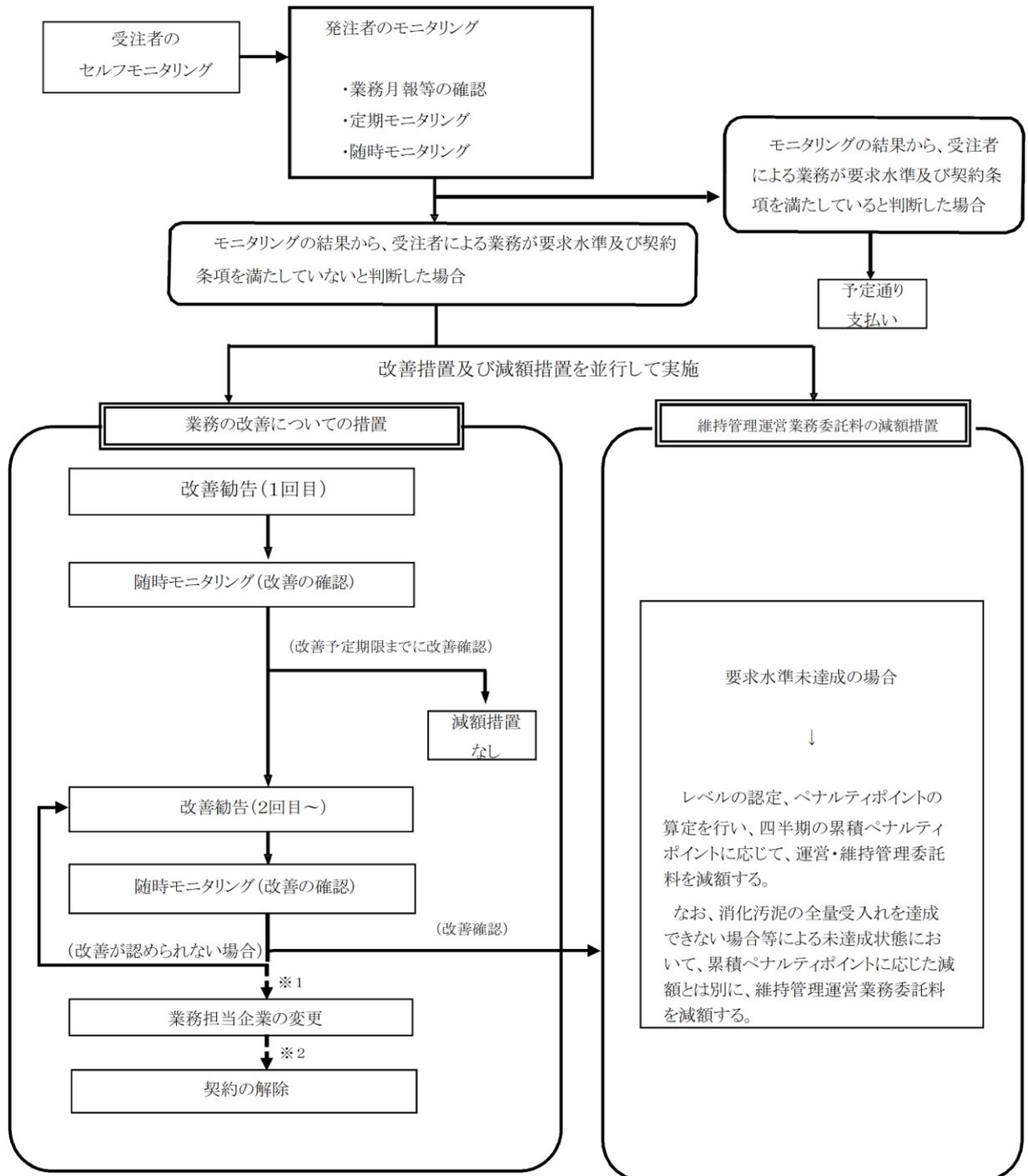
イ 契約の解除

発注者は、上記(イ)の再度の改善勧告を行い、これによっても改善・復旧が見込まれない場合には、特定事業契約を解除することができる。

3 維持管理・運営段階のモニタリング

(1) 維持管理運営期間中の業務水準低下に関する措置

本事業における維持管理運営期間中の業務水準低下に関する措置は、下図に示すとおりとする。



※1 改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを受注者に請求することができる。

※2 改善効果が認められないと判断した場合、本契約を解除することができる。

(2) モニタリングの方法

モニタリングについては、受注者において自己監査（セルフモニタリング）と自律的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、次のとおり行う。

また、モニタリングは、維持管理運営費の減額を目的とするものではなく、発注者と受注者との対話を通じて、施設の状態を、安全に利用できる水準に常に保つことを目的に実施するものであり、発注者及び受注者は、相互に協力し、意思疎通や認識の統一を図ることを常に念頭に置いて、モニタリングを実施するものである。

ア セルフモニタリング実施計画書の作成

受注者は、本契約締結後、次の項目を含むセルフモニタリング実施計画書を作成し発注者へ提出し、協議を行い発注者の承諾を得るものとする。

(ア)モニタリング時期

(イ)モニタリング内容

(ウ)モニタリング組織

(エ)モニタリング手続

(オ)モニタリング様式

イ 発注者によるモニタリングの方法

維持管理運営業務のモニタリングについては、次のとおりとする。

(ア)業務月報等の確認

発注者は、受注者が本契約、入札説明書等及び提案書に定める業務の要求水準を満たしているかどうか、受注者から発注者へ提出される業務月報等の内容を確認する。

(イ)定期モニタリングと随時モニタリング

発注者は、月1回、現場調査を行い、受注者から提出された業務月報等の記載内容、契約の履行状況について確認を行うものとする（定期モニタリング）。その他、随時必要に応じて、発注者は現場調査を行い確認するものとする（随時モニタリング）。

ウ 業務の改善についての措置

(ア)改善勧告（第1回目）

発注者は、上記モニタリングの結果から、受注者による業務が要求水準及び事業契約の各条項を満たしていないと判断した場合には、受注者に対して、速やかにかかる業務の是正を行うよう第1回目の改善勧告を行うものとする。受注者は、発注者から改善勧告を受けた場合、速やかに改善対策と改善期限について発注者と協議を行うとともに、改善対策、改善期限、再発防止策等を記載した業務改善計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得るものとする。

(イ)改善の確認

発注者は、受注者からの改善完了の通知又は改善期限の到来を受け、随時のモニタリングを行い、業務改善計画書に沿った改善が行われたかどうかを確認するものとする。

(ウ)改善勧告（第2回目）

上記イにおけるモニタリングの結果、業務改善計画書に沿った期間・内容での改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は、受注者に第2回目の改善勧告を行うとともに、再度、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾

及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

第2回目の改善勧告に対する改善の確認ができない場合において、改善が見込めると発注者が判断した場合は、第3回目以降の改善勧告を行い、業務改善計画書の提出請求、協議、承諾及び随時のモニタリングによる改善確認の措置を行う。

(エ)業務担当企業の変更等

上記(ウ)の手続を経ても第2回目の業務改善計画書に沿った期間・内容による改善が認められないと発注者が判断した場合、発注者は当該業務を担当している業務担当企業を変更することを受注者に請求することができる。

(オ)契約の解除等

発注者は上記(エ)の業務担当企業の変更の手続を取った後、最長6ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、発注者が本契約の継続を希望しない時には、本契約を解除することができる。

エ 維持管理運営費の減額等の措置

発注者は、維持管理運営内容について要求水準の未達成（以下「未達状況」という。）が確認された場合、次の方法により維持管理運営費の減額又は支払停止を行う。ただし、未達状況の発生が、受注者の責によらないと発注者が認めた場合は、この限りでない。

(ア)レベルの認定 発注者は、未達状況に応じて、次に定めるレベルの認定を行う。

レベル	事象
レベル1	<ul style="list-style-type: none">消化汚泥の処理、返流水水量、返流水水質に影響を及ぼしている場合（下記レベル2に該当する場合を除く。）業務報告の不備発注者及び関係者への連絡不備備品、帳簿類等の管理不行き届き
レベル2	<ul style="list-style-type: none">消化汚泥の処理、返流水水量、返流水水質に影響を及ぼしている場合（下記の発生事由によるもの）平野下水処理場固形燃料化事業に影響を及ぼしている場合（下記レベル3に該当する場合を除く）周辺環境に影響を及ぼしている場合（下記レベル3に該当する場合を除く）長期にわたる発注者との連絡不通
レベル3	<ul style="list-style-type: none">平野下水処理場固形燃料化事業に影響を及ぼしている場合（下記の発生事由によるもの）汚泥生成物の資源化利用について、発注者の承諾なしに受注者の提案と異なる利用方法がなされている場合周辺環境に影響を及ぼしている場合（下記の発生事由によるもの）受注者が適切な管理をしなかったために、事故や本施設の損壊等が発生した場合不法行為発注者への虚偽の報告

未達状況の発生事由
①建物、設備、備品等の定期点検等の未実施や、不具合及び故障等の放置
②不衛生状態の放置
③維持管理運營業務における実施内容や時間等の要求要件・提案の不履行
④維持管理運營業務におけるミスの頻発
⑤その他、要求要件・提案の不履行

(イ)ペナルティポイントの算定

発注者は、上記アのレベルに応じ、次のとおりペナルティポイントを算出する。

A 第1回目の業務改善計画書に記載された改善期限までに改善が確認された場合、ペナルティポイントは付与しない。第1回目の改善期限までに、未達状況が改善されない場合、その改善期限日の翌日を第1日目としてペナルティポイントの算定の対象の日数とする。

ただし、上記アに示すレベル3の未達状況の際のペナルティポイントの付与については、上に述べる第1回目の改善期限までの減額及びペナルティポイント付与の保留期間の措置はない。

B ペナルティポイントは、未達状況が継続する場合、各事象について1日ごとに自動的に加算されていくものとする。ただし、発注者は、改善の遅延が、受注者の責によらないと発注者が認めた場合は、ペナルティポイントの加算を中断することができる。

レベル	ペナルティポイント
レベル1	1日につき、2.5ポイント
レベル2	1日につき、5.0ポイント
レベル3	1日につき、10.0ポイント

(ウ)維持管理運営費の減額

A 支払対象期での累積ペナルティポイントが一定値を超える場合、累積ペナルティポイントに応じて、維持管理運営費の減額等の措置を行うこととする。減額金額は、当該年度における維持管理運営費の支払対象期分の合計額に対して、次表のとおりとする。

ペナルティポイントの算定及びそれに応じた減額等の措置は支払対象期単位で行うものとし、翌支払対象期にはペナルティポイントは持ち越さない。また、発注者は、減額後の維持管理運営費の支払について、要求水準の未達状況の改善が確認されるまで留保することができるものとする。

累積ペナルティポイント	減額措置内容
10.0 以下	減額措置を行わない。

10.0 超 50.0 以下	$\left(\begin{array}{l} \text{当該支払対象期の} \\ \text{維持管理運営費} \\ \text{の合計額} \end{array} \right) \times \frac{1}{2,000} \times \text{ペナルティ} \\ \text{ポイント数}$
50.0 超	$\left(\begin{array}{l} \text{当該支払対象期の} \\ \text{維持管理運営費} \\ \text{の合計額} \end{array} \right) \times \frac{1}{1,000} \times \text{ペナルティ} \\ \text{ポイント数}$

※当該支払対象期の最終的な減額金額については、維持管理運営費の合計額が確定した後に、支払対象期ごとに精算を行う。

B 当該支払対象期における要求水準書「2-4-6 処理対象汚泥」で示す消化汚泥の全量受入れを達成できない場合、当該未達成による発注者の処理場全体の維持管理運営費の増額分等を勘案した額をもとに、当該年度の維持管理運営費の減額を行う。

C 維持管理・運営期間中の契約保証金の納付について、入札説明書で示す市を被保険者とする保険証書の提出を選択し、毎年度更新の履行保証保険とする場合で、事業期間途中で次年度の保険証書の提出がされない時は、当該年度の維持管理運営費から、次年度の契約保証金に相当する金額の減額を行う。

4 維持管理運営費の返還

維持管理運営費支払後に、業務報告書への虚偽の記載を含む、発注者への虚偽報告が判明し、当該虚偽報告がなければ維持管理運営費が減額される状態であった場合、受注者は、減額されるべき維持管理運営費に相当する額を返還しなければならない。

この場合、当該減額されるべき維持管理運営費を発注者が受注者に支払った日から、発注者に返還する日までの日数につき、本契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率（1 年を 365 日とする日割計算とする。）で計算した額の遅延利息を付するものとする。

別紙 8 提出書類の構成及び内容

(第 20 条第 1 項、第 21 条第 1 項、第 39 条第 4 項、第 53 条第 1 項及び第 2 項、第 59 条、第 65 条第 1 項及び第 2 項、第 71 条関係)

1 基本設計完成図書の提出

乙は、別紙 2 所定の基本設計図書の提出期限までに、以下に示す基本設計図書を作成したうえ、入札説明書等及び事業者提案の定めるとおりに甲に対して提出し、その確認を得ること。

提出書類等	様式	部数
完了届	任意 (電子データ含む)	2 部
納品書		
基本設計図		
計画検討書		
鳥観図		
議事録		
セルフモニタリング報告書		
その市が指示する図書		

2 詳細設計完成図書の提出

乙は、別紙 2 所定の詳細設計図書の提出期限までに、以下に示す詳細設計図書を作成したうえ、入札説明書等及び事業者提案の定めるとおりに甲に対して提出し、その確認を得ること。

提出書類等	様式	部数
完了届	任意 (電子データ含む)	2 部
納品書		
詳細設計図		
設計計算書		
仕様書		
主要建物透視図		
議事録		
セルフモニタリング報告書		
その市が指示する図書		

3 工事完成図書の提出

乙は、本件工事の工事完成時に、以下に示す工事完成図書を作成したうえ、入札説明書等及び事業者提案の定めるとおりに甲に対して提出し、その確認を得ること。

提出書類等	様式	部数
工事届出書	任意 (電子データ含む)	2部
工事完成図		
機器取扱説明書		
検査成績表		
組織表		
施工管理記録		
運転操作に関する説明書		
官公庁手続書類		
工事請負契約書		
工事記録写真		
議事録		
セルフモニタリング報告書		

4 維持管理・運營業務計画書の提出

乙は、維持管理・運營業務を実施するにあたり、以下に示す各種計画書を作成し、甲の確認を得ること。

なお、乙が建設期間中維持管理・運營業務を実施するにあたっては、引渡済施設毎に、当該施設の引渡日の 60 日前まで、及び年間維持管理・運營業務計画書については当該事業年度の直前の事業年度に属する 2 月末日、月間維持管理・運營業務計画書については当該暦月の直前の暦月 20 日までに、以下に示す維持管理・運營業務計画書に準じた書類を作成し、甲の確認を得ること。

(1) 全体維持管理・運營業務計画書

乙は、維持管理・運営開始日の 60 日前までに、入札説明書等及び事業者提案に基づき、次の項目を含む全体維持管理・運營業務計画書を作成し、甲の確認を得ること。

- ア 実施方針
- イ 人員体制
- ウ 安全管理体制
- エ ユーティリティの調達、使用の方法
- オ 運転管理計画
- カ 保全管理計画
- キ 緊急時等への対応
- ク 運転マニュアル
- ケ その他必要な事項

(2) 修繕計画書

乙は、維持管理・運営開始日の 60 日前までに、入札説明書等及び事業者提案に基づき、維持管理・運営期間を通じた本施設における修繕の対象物及び内容並びに修繕期間中の仮設備計画及び安全計画等を記載した修繕計画書を作成し、甲の確認を得ること。

(3) 年間維持管理・運營業務計画書

乙は、維持管理・運營業務の各事業年度に関し、当該事業年度の直前の事業年度に属する2月末日までに、入札説明書等及び事業者提案に基づき、次の項目を含む年間維持管理・運營業務計画書を作成し、甲の確認を得ること。

なお、第1回目の年間維持管理・運營業務計画書は、維持管理・運営開始日が属する事業年度を対象年度とし、維持管理・運営開始日の60日前までに甲に提出し、確認を得ること。

- ア 人員体制
- イ 運転管理計画
- ウ 点検・保守計画
- エ 修繕実施計画
- オ 保安業務計画
- カ その他必要な事項

(4) 月間維持管理・運營業務計画書

乙は、維持管理・運營業務の各暦月に関し、当該暦月の直前の暦月20日までに、入札説明書等及び事業者提案に基づき、業務実施計画内容が日単位で把握できる月間維持管理・運營業務計画書を作成し、甲の確認を得ること。

また、第1回目の月間維持管理・運營業務計画書は、維持管理・運営開始日から同日が属する暦月末日を対象期間とし、維持管理・運営開始日の60日前までに甲に提出し、確認を得ること。

(5) セルフモニタリング計画書

乙は、維持管理・運営開始日の60日前までに、入札説明書等及び事業者提案に基づき、モニタリングの時期、モニタリングを行う者、モニタリングの内容、モニタリングの方法、モニタリング様式等を記載したセルフモニタリング計画書を作成し、甲の確認を得ること。なお、2年目以降は、前年度からの改善点を反映させること。

5 維持管理・運營業務報告書の提出

乙は、入札説明書等及び事業者提案に基づき、維持管理・運営期間中、維持管理・運營業務の実施状況を正確に記録したうえで、分析を行い、その結果について、以下に示す各種報告書（日報、月報、年報等）を作成し、維持管理・運営期間中、電子データ及び印刷物として保管すること。また、年報・月報については甲に提出して報告を行うこと。

日報、月報、年報等の報告書書式やまとめ方は、甲との協議により決定する。また、月報、年報の提出期限は、本項各号に特段の定めがない限り、以下のとおりとする。

月報：翌月15日（15日が休日の場合は、その翌営業日）まで

年報：4月から翌3月までを対象年度とし、翌年度の4月20日（4月20日が休日の場合は、その翌営業日）まで

なお、乙が建設期間中維持管理・運營業務を実施するにあたっては、引渡済施設について、以下に示す維持管理・運營業務報告書（日報、月報、年報等）に準じた書類を作成し、年報・月報については甲に提出して報告を行うこと。

(1) 最終生成物に関する事項

乙は、本事業による最終生成物の性状分析を乙の責任により実施し、分析結果を甲に報告すること。

また、最終生成物の場外搬出量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(2) 汚泥に関する事項

乙は、受入汚泥の性状分析を乙の責任により実施し、分析結果を甲に報告すること。
また、受入汚泥量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(3) 脱水汚泥に関する事項

乙は、本事業により発生する脱水汚泥の性状分析を乙の責任により実施し、分析結果を甲に報告すること。
また、脱水汚泥量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(4) 再生水に関する事項

乙は、本事業による再生水利用量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(5) 脱水分離液に関する事項

乙は、本事業の処理プロセスから発生する脱水分離液と脱水分離液処理水の水質分析を乙の責任により実施し、分析結果を甲に報告すること。
また、脱水分離液と脱水分離液処理水の量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(6) 排水に関する事項

乙は、本事業により発生する排水の水質分析を乙の責任により実施し、分析結果を甲に報告すること。
また、排水量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(7) 上水に関する事項

乙は、本事業による上水利用量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(8) 工業用水に関する事項

乙は、本事業による工業用水利用量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(9) 電力使用量に関する事項

乙は、本事業による電力使用量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(10) 燃料に関する事項

乙は、本事業による燃料の利用量を種類別に把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(11) 薬品使用量に関する事項

乙は、本事業による薬品使用量を把握し、月報として日単位のデータを記録し、月報及び年報を甲及び包括業務委託受注者に提出すること。

(12) 点検・補修に関する事項

乙は、施設の点検及び補修について、点検実施日、点検内容、補修実施日、補修内容を記録し、月報及び年報を甲に提出すること。

(13) 環境項目に関する事項

乙は、本設備の整備にあたり発生する振動、騒音、臭気、硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、ばいじん、臭気、水銀、N₂O 等に対し、関係法令等に準じて定期的な分析を実施し、その結果を記録し、分析結果を甲に提出すること。

(14) 故障・事故報告に関する事項

乙は、故障または事故が発生した場合には、当該事項の発生日、内容、乙の維持管理・運営する施設及び包括業務委託受注者等の維持管理・運営する施設への影響、所見等を記載した故障報告書または事故報告書を作成し、速やかに甲に提出すること。

(15) 財務に関する事項

乙は、経営の健全性及び透明性を確保するために、会社法(平成17年法律第86号)上要求される計算書類、事業報告、附属明細書、監査報告及び会計監査報告に加え、キャッシュフロー計算書を各事業年度終了後3か月以内に甲に提出すること。

(16) セルフモニタリングに関する事項

乙は、セルフモニタリング計画書に沿って作成したセルフモニタリング報告書を、維持管理・運営業務開始から3か月ごとに甲に提出すること。

(17) その他

乙は、前各号に定めるもの以外に甲が報告を求める事項について、甲に提出すること。